

## 令和 7 年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針（案）

## ○ 補助事業の概要

国庫補助を活用し、緊急性及び必要性の高い障がい者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行う。

国庫補助区分	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
対象施設	短期入所（※1）
募集件数	1件
整備区分	創設，改築，大規模修繕等（※2）

※1 「第6期旭川市障がい福祉計画・第2期旭川市障がい児福祉計画」第7章  
 ー1「旭川市障がい者福祉施設等整備方針」(2)ーウに該当する施設整備

※2

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備をすること